

○農林水産省令第五十九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）  
第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法  
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め  
る。

平成十九年六月七日

農林水産大臣 赤城 徳彦

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令  
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第  
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の十四の項植物の欄中、「以下」を削り、  
同表の付表第四中、「並びにグレープフルーツ」を  
「グレープフルーツ並びにクレメンティン」に  
改め、同表の付表第五中、「以外の」を、經由し、  
かつ、「に」並びにグレープフルーツを、グレー  
プフルーツ並びにクレメンティン」に改め、同表  
の付表第三十三中、「乾草に混入した」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。